

吸収分割に係る事後開示書面

2021年12月1日

株式会社ホープ
株式会社ホープエナジー

2021年12月1日

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株式会社ホープ
代表取締役社長兼 CEO 時津 孝康

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号
株式会社ホープエナジー
代表取締役社長 時津 孝康

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

株式会社ホープ（以下、「分割会社」といいます。）及び分割会社の完全子会社である株式会社ホープエナジー（以下、「承継会社」といいます。）は、2021年8月11日付で締結した吸収分割契約に基づき、同年12月1日（以下、「効力発生日」といいます。）をもって、分割会社における電力小売事業（以下、「本件事業」といいます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行いました。本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に基づく事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2021年12月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による手続（吸収分割の差止請求手続）の経過について
会社法第784条の2の規定に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。
- (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
分割会社は、会社法第785条第4項に基づき、2021年11月10日付で株主に対する電子公告を行いました。同条第1項に従い分割会社に対して株式買取請求をした

株主はありませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について
本件吸収分割においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権が存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
- (4) 会社法 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
本件吸収分割においては、分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続（吸収分割の差止請求手続）の経過について
承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定による差止請求はありませんでした。
- (2) 会社法 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
承継会社の株主は分割会社のみであるため、会社法第 797 条の規定による請求はありませんでした。
- (3) 会社法 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について
承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 10 月 11 日付の官報において、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に対して個別催告を行いました。本件吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割の吸収分割契約の定めに従い、分割会社の本件事業に係る資産、負債、その他の権利義務、契約上の地位等を承継しました。承継した資産は 7,891 百万円（概算値）、負債は 12,807 百万円（概算値）であります。

5. 吸収分割の変更を登記した日

2021 年 12 月 1 日に本件吸収分割に関する変更登記申請を行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上